様式第１（細則第２条第１号）

申　　請　　書

一般財団法人神戸住環境整備公社　理事長　宛

　片付け支援サービス情報提供事業実施要綱第４条の規定により、片付け支援サービス名簿への掲載を申し込みます。

令和　　年　　月　　日

（商号・名称）

（所　在　地）

（代表者氏名）

また、当社は片付け支援サービス情報提供事業実施要綱第６条の要件を満たしていること、第７条の欠格事由に該当しないこと、第８条の義務を果たせることを確認します。（自書にてチェック）

　　第６条

* 業務を主要事業として掲げている
* 法人を設立して２年以上、かつ申請する業務を２年以上行っていて、神戸市内での完了実績がある
* 法人として継続して行うに足りる経理的基礎を有している
* 支払限度額1000万円以上の損害保険に加入している
* 労働基準監督署に就業規則を届け出ている

　　第７条

* 業務において現在係争中でない
* 過去に名簿から削除されていない

削除された場合は、その日から２年が経過している

* 法人代表者が、成年被後見人、被保佐人ではない、

破産者で復権を得ない者ではない

（裏面へ続く）

* 暴力団若しくは暴力団員ではない

暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持っていない

* 自己または第三者を利用して、他の者に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損、または業務を妨害していない
* 禁固以上の刑に処せられ古物営業法若しくは廃棄物処理法により罰金以上の刑に処せられたことはない

刑に処せられた場合は、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなって５年を経過している

* 過去３年間の業務に関し、神戸市すまいの安心支援センター及び関係行政機関に、複数又は継続的に苦情相談の事実はない
* 過去３年間に古物営業法又は廃棄物処理法に基づく業務の停止等の行政処分等は受けていない
* 過去３年間の取引行為で、廃棄物処理法等の行政指導を受けていない
* 事前説明会に参加できる

第８条

* 誠実かつ良心的に市民からの依頼に応えることができる
* 契約は、契約書、見積書等の書面をもって行う
* 不正又は不誠実な行為を行わない
* サービスを提供するにあたり、廃棄物処理法その他関係法令を遵守する
* 正当な理由なく、当事業を通じて知り得た利用希望者等の氏名や住所等の情報を片付け支援サービス以外で利用あるいは第三者に漏らさない
* 廃棄物処理法、古物営業法及びその他関係法令の施行の限度において、監督官庁の報告の徴収及び立ち入り検査には誠実に対応する
* 神戸市内で片付けサービスを実施する場合、利用者、神戸市環境共栄事業協同組合と原則三者契約（標準様式）を締結する
* 事業運営について会合や意見徴収等公社が依頼した場合は、協力する
* 業務において行政処分等を受けた際は、速やかに公社へ報告する
* 広報等では法律を遵守し、公式ウェブサイトに法人概要等の記載がある
* 業務について意見聴取を求められた場合には、法人代表者が経営及び事業に関する透明性を図り、説明責任を果たすことができる